

国内経済要録

◇大蔵省、昭和42年度長期国債および政府保証債発行予定額を減額

大蔵省は、最近における税込、郵便貯金等の伸びおよび最近の経済金融情勢などにかんがみ、昭和42年度発行予定の長期国債および政府保証債のうち市中消化分をそれぞれ700億円、500億円減額することとし、7月25日、閣議了承を得た。なお、この結果、昭和42年度中の長期国債発行予定額(額面)は7,400億円(うち市中引受予定額6,900億円)、政府保証債発行予定額(額面、調整年金引受分を含む)は4,600億円となる。

◇証券取引審議会、「証券取引所等の組織機能の整備改善について」を政府に答申

証券取引審議会は、昨年9月以来証券取引所等の組織、機能の整備改善の方向について検討を進めてきたが、7月11日、表題のとおり政府に答申を行なった。政府では、本答申に基づき必要な立法措置をとり、国会に提出する方針である。本答申の要点は次のとおり。

(1) 証券取引所の管理機構について

証券取引所はその公共的、特権的地位にかんがみ、会員の利害より公益および投資者保護に主眼をおいて運営されるべきであると考えられるが、実情は規則制定面、業務執行面とも必ずしも十分にこれらの要請にこたえていたとはいえない。これは、基本的には証券取引所の管理機構面の欠陥に起因すると考えられるので、この際、現行会員組織のもとで次のような改善を行なうことが望ましい。

イ、理事会については、公益代表理事および常務執行理事からなる会員外理事の構成を極力高めるとともに、その権限は取引所の運営の基本方針の決定、特に重要な規則の制定・変更などの重要事項に限るものとすること。

ロ、理事長については、会員理事のほか、公益代表理事にも選挙権を与え、証券会社の役職員は被選任資格を有しないものとすること。

上場・上場廃止の決定、除名を除く会員の処分その他現在の理事会の議決事項のうち相当部分を理事長の専決事項とすること。

ハ、公益代表理事は会員の選挙により選任することとし、上場会社代表、投資者代表または学識経験者をこれにあてること。

ニ、理事会の諮問機関としての委員会は廃止し、これに替えて、会員の役職員以外の者を相当数参加させた理事長の諮問機関を設けることができるようにすること。

(2) 地方証券取引所について

最近、通信交通機関の発達等に伴って、中央の証券取引所へ需給が集中する傾向がますます強まり、地方証券取引所の存立意義が疑問視されるとともに、その財政的基盤についても問題なしとしない。このような状況にかんがみると、地方証券取引所の存立意義は、地場銘柄の中心市場としての役割を果たす点に求めるほかはないが、地場銘柄の数、立地条件等に照らして、今後も市場を維持する必要性の強いものがあれば、中央の証券取引所と合体のうえ当該市場を維持する方策を講ずることも考えられる。

(3) 証券取引所および証券業協会の自主規制について

その運営状況をみると、必ずしも期待される自主規制機能を十分に発揮しているとはいえないので、前述の組織機構面の改善措置に即応しつつ、次のような措置を講ずることが望ましい。

イ、両者の規制分野をいっそう明確にするとともに、その規制分野に照らし、自治規則体系を再検討のうえ、その整備充実を図ること。

ロ、自主規制の適正な実施を確保するため、監視・監査内容の充実を図ること。なお、監視・監査等の実施面での重複を極力避けるよう、相互の協調体制を確立すること。

なお、以上の措置に関連して、国は、証券会社の業務および財産の状況が公益および投資者保護の目的に適合していることについて、行政上の責任を負っているので、これに必要な法律上の基本的な権限を他に移譲しあるいは縮小することは適当でない。ただ、証券取引所および証券業協会の自主規制機能が充実されるにつれ、その監督・指導事務の相当部分を両者にゆだね、あるいは個々の事項に関する権限の一部を将来両者に移譲することにつき配慮することが望ましい。

◇外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率の変更

本行は、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形(BA)割引率の変動に伴い、外国為替手形の売買相場算定に適用する割引率を次のとおり変更した。

(BAレート ト変更日)	(BAレート ト変動幅)	外貨手形売 以相場算定 基準割引率 改訂実施日	外貨手形売 以相場算定 基準割引率 改訂幅
6月30日	+ $\frac{1}{8}$ %	7月3日	+0.125%
7日6月	※- $\frac{1}{8}$ %	8日	※-0.125%
10日	※※- $\frac{1}{8}$ %	12日	※※-0.125%

- (注) 1. ※印は期間90日以内のもののみ。
2. ※※印については、従来90日以内と91日以上に2区分して定められていたが、90日以内、91日～120日、121日以上の3区分に変更され、121日以上のものは据置きとされた。

なお、この結果、本行の外国為替手形売買相場算定に適用する割引率は次のとおりとなった。

買取手形期間90日以内のもの	4.125%
買取手形期間91日～120日のもの	4.25%
買取手形期間121日以上のもの	4.375%

◇米ドル建輸入ユーザンス金利の改訂

本邦甲種外国為替公認銀行では、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形(BA)割引率の変動に伴い、米

ドル建輸入ユーザンス金利の最高限度を次のとおり改訂した。

(BAレート ト変更日)	(BAレート ト変動幅)	(ユーザンス 金利改 訂実施日)	(ユーザンス 金利改 訂幅)
6月30日	+ $\frac{1}{8}$ %	7月4日	+0.125%
7月6日	※- $\frac{1}{8}$ %	10日	※-0.125%
10日	※※- $\frac{1}{8}$ %	13日	-0.125%

- (注) 1. ※印は期間90日以内のもののみ。
2. ※※印については、従来90日以内と91日以上に2区分して定められていたが、90日以内、91日～120日、121日以上の3区分に変更され、121日以上のものは据置きとされた。

なお、この結果、米ドル建輸入ユーザンス金利の最高限度は次のとおりとなった。

	信用状つき	信用状なし
3 か 月 物	7.125%	7.375%
4 か 月 物	7.25%	7.5%